

函館市おもてなし協力店実証事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、M I C E関係者およびクルーズ船乗員乗客等（以下「来訪旅行者」という。）を歓迎する市内事業者の情報を取りまとめ、来訪旅行者へ提供することにより、函館市内における消費の促進および来訪旅行者の満足度向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、函館市とする。

2 本事業は、函館市観光部観光推進課および函館市港湾空港部港湾空港振興課が共同して所管する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) M I C E

国際会議，学術大会，企業会議等をいう。

(2) M I C E関係者

主催者，運営事業者，講師，参加者等をいう。

(3) 市内事業者

函館市内に店舗または事業所を有する事業者をいう。

(4) 協力店

第6条の規定により，本事業への参加の登録を受けた店舗その他の事業所をいう。

(5) 登録情報

申込書に記載された次に掲げる情報をいう。

ア 事業者名

イ 担当者およびその連絡先

ウ 所在エリア

エ 業種

オ 店舗その他の事業所の情報

- (ア) 店舗等の名称
- (イ) 所在地
- (ウ) 電話番号
- (エ) 営業時間
- (オ) 定休日
- (カ) 団体受け入れ可能人数
- (キ) 貸切の可否
- (ク) 英語対応の可否
- (ケ) 利用可能なキャッシュレス決済

- カ 特典の対象者
- キ 特典の内容
- ク 特典付与の条件
- ケ その他特記事項

(6) 掲載情報

登録情報のうち、前号ウからケまでに掲げる情報をいう。

(7) デジタルマップ

本事業のために市が運用するウェブ上の地図情報サービスをいう。

(8) 情報提供先

申込者が選択したM I C E 向けまたはクルーズ船向けの区分に応じ、市が掲載情報の提供先として適当と認める者をいう。M I C E 向けにあってはM I C E 主催者またはM I C E 運営受託者その他これらに準ずる者を、クルーズ船向けにあってはクルーズ船会社または旅行会社その他これらに準ずる者を含む。

(事業の位置付け)

第4条 本事業は、協力店の自主的な参加により実施し、市が協力店から提供された情報を取りまとめ、情報提供先および来訪旅行者に提供する情報提供事業とする。

2 市は、協力店が提供する商品、サービスまたは特典に係る取引の当事者、代理人または保証人とはならない。

3 本事業への登録および掲載は、市が協力店の商品、サービス、特典、

安全性、品質、適法性その他の事項を認証し、保証し、または推奨するものではない。

4 本事業は実証事業として実施するものとし、実証期間はこの要綱の施行の日から令和9年3月31日までとする。

5 市は、実証期間中における本事業の利用状況、協力店の負担、来訪旅行者の反応その他必要な事項を把握し、本事業の効果および運用上の課題を検証するものとする。

6 市は、前項の検証結果を踏まえ、次年度以降の本格実施の可否および実施方法を検討するものとする。

(募集)

第5条 市は、函館市経済部食産業振興課のメーリングリスト登録事業者への案内の送付その他適切な方法により、協力店を募集するものとする。

(登録)

第6条 本事業への参加を希望する事業者は、別に定める様式による申込書に必要事項を記載し、別に定める方法により市に提出するものとする。

2 市は、前項の申込書を受理したときは、申込者が次項各号のいずれにも該当しないことおよび申込内容に形式上の不備がないことを確認の上、登録するものとする。

3 前項の登録は、申込者が次の各号のいずれにも該当しないことを条件とする。市は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項第4号若しくは第5号に掲げる営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者

(2) 申込者またはその役員等が、函館市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から第6号までに掲げる者に該当する者、またはこれらの者がその事業活動に関与している者

(3) 国税および地方税を滞納している者

(4) 店舗または事業所の営業に必要な関係法令上の許可，認可，届出その他の手続を適正に行っていない者

4 市は，申込者相互の比較，評価または選考を行わない。ただし，登録要件への適合性，掲載情報の内容および申込内容の形式上の不備について，必要な確認を行うものとする。

5 市は，前項の確認のため必要があるときは，申込者に対し，説明，資料の提出または申込内容の補正を求めることができる。

6 市は，申込者が前項の求めに応じないことにより登録要件への適合性等を確認できないときは，登録しないことができる。

7 市は，第2項の登録をしたとき，または登録をしないことを決定したときは，申込者に対し，その結果をメールその他適切な方法により通知するものとする。

8 市は，第2項の登録をしたときは，当該協力店を登録簿に記録するとともに，当該協力店の掲載情報をデジタルマップに掲載するものとする。

（掲載情報の提供）

第7条 市は，あらかじめ申込書において，M I C E 向け，クルーズ船向けの両方またはいずれかを申込者に選択させるものとする。

2 市は，前項の選択の内容に応じ，当該区分における情報提供先を市が適当と認める者の中から決定の上，掲載情報を次の方法により提供するものとする。

(1) C S V データでの提供

(2) デジタルマップのリンク先URLの共有

3 市は，前項の情報提供に際し，別に定める注意事項を情報提供先に提示するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 登録の有効期間は，登録を決定した日から令和9年3月31日までとする。

2 有効期間が満了したときは，登録は失効するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本格実施への移行を決定した場合は、協力店の同意を得た上で、別に定める手続により登録を継続することができる。

4 第2項の規定により登録が失効したときは、市は速やかに掲載情報をデジタルマップから削除するものとする。

(変更の届出)

第9条 協力店は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに市に届けるものとする。

2 市は、前項の届出を受理したときは、速やかに登録情報を更新し、必要に応じて掲載情報を更新するものとする。

(掲載の停止および登録の抹消)

第10条 市は、協力店について、登録要件を満たさない疑い、法令違反の疑い、重大な苦情その他掲載を継続することが適当でない事情があると認めるときは、事実関係を確認するため、掲載を一時停止することができる。

2 市は、前項の確認の結果、協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 申込書に虚偽の記載があったとき。

(2) 掲載情報が関係法令に違反する内容を含むとき。

(3) 行政機関から営業の停止、許可の取消しその他の処分を受け、本事業への参加が困難となったとき。

(4) 来訪旅行者または第三者から重大な苦情があり、事実確認の結果、当該苦情の原因が協力店の行為にあると認められるとき。

(5) 廃業、休業その他の理由により本事業への参加が困難となったとき。

(6) 第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的に著しく反する行為があったとき。

3 市は、第1項の規定により掲載を停止し、または第2項の規定によ

り登録を抹消したときは、当該協力店にその旨を通知するとともに、
情報提供先に対し、掲載情報の使用を停止するよう求めるものとする。
(登録の辞退)

第11条 協力店は、本事業への参加を取りやめようとするときは、市に
申し出るものとする。

2 市は、前項の申出を受理したときは、当該協力店の登録を抹消し、
掲載情報をデジタルマップから削除するとともに、情報提供先に対し
その旨を通知し、掲載情報の使用を停止するよう求めるものとする。
(責任関係および費用負担)

第12条 協力店は、自己の責任において、商品、サービスおよび特典を
関係法令に従って提供するものとする。

2 協力店は、商品、サービスまたは特典の提供に関して来訪旅行者そ
の他第三者から苦情等があったときは、自らの責任において誠実に対
応するものとする。

3 協力店の本事業への参加ならびに商品、サービスまたは特典の提供
に要する費用は、協力店の負担とする。

4 協力店の商品、サービスまたは特典の提供に関し、来訪旅行者その
他第三者との間に生じた返金、交換、損害賠償、示談、苦情対応その
他の費用は、協力店の負担とする。

5 市は、前2項に規定する費用について、補助、負担、補填、補償そ
の他いかなる名目をもってしても、金銭の交付を行わない。

6 市は、システム障害、保守、災害その他やむを得ない事情がある
ときは、デジタルマップの全部または一部の運用を一時停止すること
ができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、観光部長および港湾空
港部長が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和8年8月6日から施行する。